



H30. 2月号

三和商工会だより

URL <http://wansakasanwa.jp>
e-mail sanwasyo@shinsyoren.or.jp

(H30.2.1 発行 No.98)

三和商工会
〒943-0316
上越市三和区井ノ口 329-1
Tel 025-532-2192
Fax 025-532-2454

申請期限が延長されました！

軽減税率対策補助金

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【レジ導入の場合】

○補助額 1台あたり上限20万円
(1事業所あたり上限200万円)

○補助率 2/3
(条件により変動有り)

○申請期限

(変更前) 平成30日1月31日

(変更後) 平成31日12月16日

(平成31日9月30日までに導入が完了したものが支援対象となります。)

※詳細は三和商工会またはホームページでご確認ください。

<http://kzt-hojo.jp/>



■小規模企業共済のご案内

小規模企業共済は、個人事業主・会社役員のための退職金制度です。掛金払込中は、全額所得控除となり所得税の節税にもなります。また、廃業等により共済金を一時金として受け取る場合は、退職所得扱いとなり、加入年数が多いほど控除金額も多くなります。

制度改正により個人事業主の専従者も「共同経営者」として加入できるようになりました。ぜひ専従者の方のご加入をご検討ください。（詳しくは、商工会まで）

▼加入できる方

常時使用する従業員が20人以下（商業等では5人以下）の個人事業主、個人事業主の共同経営者及び会社役員

▼掛金

毎月1,000円～70,000円の範囲内（500円単位の設定）

▼融資

掛金積立額の範囲内で融資が受けられます。



一金利情報

■(株)日本政策金融公庫

- ・普通貸付 1.16%～
- ・経営改善貸付 1.11%

■商工貯蓄共済融資

- ・運転資金(5年) 2.75%～

■産業育成資金

- ・運転資金(5年) 1.70%～

(H30.1.18 現在)

※条件等により増減する場合があります。



始まります！確定申告

平成 29年分の所得税・贈与税等の確定申告の受付が始まります。個人事業者1年の総決算ですので、余裕を持って早めに準備しましょう！

■所得税 2月16日(金)～3月15日(木)まで

■消費税 4月2日(月)まで

※記帳や決算・申告について、ご不明な点はお気軽に商工会へご相談ください。

■商工会費算定調査のお願い

来年度の会費額調査をお願いしています。期限内のご協力をお願いいたします。

※ご不明な点は、商工会までお問い合わせください
(2月23日(金)まで)。

